

議案第 32 号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成 3 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた方法による発行が可能となることを踏まえ、必要な措置を講ずるほか所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)を添えて、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は<u>移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)を添えて、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カードを使用して自ら暗証番号<u>その他必要な事項を入力することにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

律第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。